

社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会 開催要綱(修正案)

1 趣旨

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日 政府・与党)において、年金の記録を適正かつ効率的に管理するとともに、常にその都度国民が容易にご自身の記録を管理でき、年金の支給漏れにつながらないようにするため、年金記録管理の在り方を抜本的に見直すこととされており、その一環として、社会保障カード(仮称)を平成23年度中を目途に導入することとされている。

また、本年7月26日にIT戦略本部が決定した「重点計画－2007」において、年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす社会保障カード(仮称)を平成23年度中を目途に導入することを目指し、システム基本構想等について検討を行い、本年内を目途に結論を得ることとされている。

このため、社会保障カード(仮称)の導入に向けた検討を進める必要があることから、厚生労働省政策統括官(社会保障担当)が、有識者の参集を得て、本検討会を開催する。

2 検討事項

- ・ 制度設計・基盤整備に関すること
- ・ セキュリティの確保・個人情報の保護等に関すること
- ・ 実施・評価・費用負担等の在り方に関すること
- ・ その他

3 検討会の構成

- (1) 委員の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、委員の互選により、座長を置くこととし、座長は検討会を総括する。
- (3) 検討会には必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 必要に応じて、検討会の下に作業部会を設置し、検討を効率的に進める。
- (3) 検討会の事務局を政策統括官付社会保障担当参事官室に置く。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附則

この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

附則(平成20年1月21日追加)

改正後の要綱は、平成20年1月〇日から施行する。